

令和7年度(2025年度)
港区食品衛生監視指導の実施結果

令和8年(2026年)6月
港区みなと保健所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

令和7年度(2025年度)港区食品衛生監視指導の実施結果の概要

食品衛生法第24条に基づく「令和7年度(2025年度)港区食品衛生監視指導計画」の実施結果について、以下のとおり概要を取りまとめました。

1 食品衛生法に基づく監視指導件数

計27,506軒の施設に延べ10,182件の立入検査を実施しました。また港区内に本社が存在する食品の輸入販売者、食品製造者等の不適正な取扱いの食品等に関して食品衛生法に基づき指導しました。

2 食品表示法に基づく監視件数

区内の食品取扱施設へ監視指導や収去検査等で立ち入った際、食品表示法に基づき1,606件の監視を行いました。港区内で製造された食品や表示責任者が港区内の事業者である食品に不適正な表示があった場合は、食品表示法に基づき指導しました。

3 食品の収去検査

港区内で製造された食品を中心に168検体の食品を収去し、細菌検査及び理化学検査を実施しました。食品衛生法の違反はなく、港区食品検査措置基準を逸脱した食品については、食品の衛生的な取扱いについて指導しました。

4 食中毒調査

港区内で発生した食中毒事件は17件、患者数は52人でした。原因物質はアニサキスによるものが9件、ノロウイルスによるものが4件、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ、ウエルシュ菌によるものがそれぞれ1件でした。また、調査を実施したものの食中毒と断定できなかった事例は10件で、51人を対象に調査しました。

5 不利益処分

食中毒の原因となった施設や食品衛生法に違反する食品の輸入販売者に対し、営業停止や違反食品の販売禁止等の不利益処分を16件行いました。また、不利益処分は行わなかったものの、違反食品等として、輸入販売者や食品製造者等を調査指導した件数は91件でした。

6 食品等の自主回収

アレルギー表示の欠落や異物混入等の理由で、食品等事業者から30件の自主回収の報告を受けました。また、食品衛生法又は食品表示法に基づく自主回収報告義務の対象ではないものの、製品に不適切な点があったとして自主回収の報告があった件数は6件でした。

7 食品等に関する苦情・相談

食品への異物混入や食品取扱施設の衛生状態等に関して307件の申し出がありました。また、食品等事業者からは営業許可や表示の方法、食品添加物の使用方法等について、27,093件の相談が寄せられました。

8 食品衛生普及啓発事業

食品等事業者や区民等を対象に食品衛生講習会等を50回開催し、1,490人の参加がありました。また、港区ホームページや動画配信、広報みなど、SNS、各種イベント等を通じ食品衛生情報を提供しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等において、東京都との経由事務を行いました。

また、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書配布に協力しました。

令和7年度(2025年度)港区食品衛生監視指導の実施結果

港区では令和7年度(2025年度)港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等に起因する危害の発生を防止し、区民の食生活の安全・安心を確保するため、さまざまな事業を実施しました。このたび、その実施結果をまとめたのでお知らせします。

1 監視指導件数

飲食店、食品販売店、食品製造施設等、計27,506軒の施設に延べ10,182件の立入検査を実施し、食中毒の予防をはじめ、不正な添加物使用等の違反食品や異物混入等の発生防止に重点を置いて、施設のHACCP^{※1}に沿った衛生管理について監視指導を行いました。(食品衛生監視指導計画に対する目標達成率:101.8%)

※1食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらが危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

(1)食品衛生法に規定する営業^{※2}(詳細は別表1及び2)

	施設数	許可件数		廃業	監視指導件数
		新規	更新		
令和7年度総数	19,042	3,016	3	3,121	9,692
改正後食品衛生法第55条に規定する営業	13,339	3,016	3	667	8,548
改正前食品衛生法第52条に規定する営業	5,703	-	-	2,454	1,144

※2令和3年6月1日から改正食品衛生法による許可届出制度が施行されました。なお施行日以前に許可を受けた施設は、令和元年政令第123号附則第2条の規定により有効期間満了日まで営業することができます。

(2)東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(ふぐ取扱所)

	施設数	認証件数	廃止数	監視指導件数
令和7年度総数	310	38	57	102

(3)改正食品衛生法第57条の規定による届出営業^{※3}(詳細は別表3)

	施設数	新規届出数	廃業数	監視指導件数
令和7年度総数	8,047	1,303	741	357

※3改正食品衛生法第57条による届出制度は、令和3年6月1日に施行されました。

(4)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

	食鳥処理場認定小規模施設		届出食肉販売業施設	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
令和7年度総数	13	1	1	—

(5)港区食品衛生法施行細則に規定する生食用食肉の取扱い開始の報告等

	施設数	新規報告数	廃止数	監視指導件数
令和7年度総数	93	22	15	30
飲食店営業	92	22	15	30
食肉販売業	1	—	—	—

2 食品表示法に基づく監視件数

食品表示法に基づき、計1,606件の監視を行いました。アレルギー物質及び添加物の表示適正化に重点を置き、収去検査結果等をふまえ指導しました。

		監視件数
令和7年度総数		1,606
加工食品		1,330
生鮮食品	農産物	136
	畜産物	77
	水産物	47
食品添加物		16

3 食品等の収去^{*4}検査

168検体の食品を収去し、細菌検査及び理化学検査を実施しました。(食品衛生監視指導計画に対する目標達成率:120.0%)

規格基準が定められている食品(アイスクリーム、ナチュラルチーズ、食肉製品)の成分規格は、すべて適合していました。規格基準が定められていない食品については、港区食品検査措置基準(以下、「区措置基準」と言います。)に基づき判定しました。検査の結果、

区措置基準を逸脱した食品については、施設へ衛生指導を実施しました。理化学検査の結果、食品添加物の使用基準等の違反はありませんでした。食品表示法違反疑いについては食品等事業者へ調査を行い、最終的に法令違反は認められませんでした。

※4食品衛生法第28条第1項及び食品表示法第8条第1項に基づいて実施する食品等の検査です。食品衛生監視員は、必要に応じて食品等事業者から試験に必要な量の食品等が無償で収去することができます。

食品の収去検査結果

	収去品目	検査種別	検体数		法違反		不良・要注意等		違反・不良・要注意等の内容
				輸入品(再掲)		輸入品(再掲)		輸入品(再掲)	
5月	豆腐	細菌	3	-	-	-	1	-	区措置基準に不適合
	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
		化学	4	-	-	-	-	-	
6月	調理済食品	細菌	14	-	-	-	3	-	区措置基準に不適合
7月	アイスクリーム類	細菌	4	-	-	-	1	-	区措置基準に不適合
8月	自動車	細菌	9	-	-	-	2	-	区措置基準に不適合
	ナチュラルチーズ	細菌	4	-	-	-	-	-	
9月	学校給食	細菌	17	-	-	-	1	-	区措置基準に不適合
		化学	8	-	-	-	-	-	
	自動車	細菌	2	-	-	-	1	-	区措置基準に不適合
10月	輸入食品	化学	12	12	-	-	-	-	
	食肉製品	細菌	4	-	-	-	-	-	
		化学	4	-	-	-	-	-	
11月	洋生菓子	細菌	8	-	-	-	-	-	
12月	輸入食品	化学	12	12	-	-	1	1	食品表示法第5条違反疑い
1月	調理済食品	細菌	13	-	-	-	-	-	
2月	輸入食品 ^{※5}	化学	6	6	-	-	-	-	
	保育園給食	細菌	8	-	-	-	-	-	
		化学	4	-	-	-	-	-	
3月	学校給食	細菌	16	-	-	-	-	-	
		化学	8	-	-	-	-	-	
計			168	30	-	-	10	1	

※5当該事業は、買い上げで検査を実施しました。

4 食中毒調査

食中毒事件が発生した場合、速やかに原因施設や原因食品等を究明するために細菌・ウイルス検査及び疫学調査等を実施し、事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して再発防止のための衛生指導を行います。また、原因施設に対し営業停止等の不利益処分を行った場合は、港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。

区外に原因施設があっても、区内に関連施設がある場合並びに原因施設を利用した区民、在勤・在学者及び患者が区内にいる場合は、食中毒関連調査として検便等を含む疫学調査を行います。令和7年度に港区内で発生した食中毒事件は以下のとおりでした。

(1) 港区内で発生した食中毒事件

No.	発生日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質
1	4月5日	飲食店(一般)	1	寿司コース	アニサキス
2	5月3日	飲食店(一般)	1	イワシのマリネ	アニサキス
3	5月4日	不明	1	生魚	アニサキス
4	5月10日	飲食店(一般)	10	食事	ノロウイルス
5	5月11日	飲食店(一般)	1	イワシのマリネ	アニサキス
6	6月4日	飲食店(一般)	1	食事	アニサキス
7	6月23日	飲食店(焼肉)	4	食事	腸管出血性大腸菌
8	6月29日	飲食店(一般)	3	食事 (焼鳥を含む)	カンピロバクター
9	7月9日	飲食店(そば)	1	食事	アニサキス
10	7月23日	飲食店(一般)	1	食事 (海鮮丼を含む)	アニサキス
11	7月25日	飲食店(焼肉)	5	食事	サルモネラ
12	9月2日	魚介類販売業	1	サンマの刺身	アニサキス
13	12月2日	飲食店(一般)	1	刺身盛り合わせ	アニサキス
14	12月16日	飲食店(一般)	7	ビュッフェ料理	ウエルシュ菌
15	3月13日	飲食店(一般)	5	食事	ノロウイルス

16	3月15日	飲食店(すし屋)	5	食事	ノロウイルス
17	3月29日	飲食店(一般)	4	食事	ノロウイルス
計			52		

(2)調査を実施したが食中毒と断定するに至らなかった事例

区 分	総 数
調査件数	10
被調査人数	51

(3)食中毒関連調査

区 分	総 数
調査件数	132
被調査施設数	147
被調査人数	119

(4)全都における食中毒発生件数及び患者数(参考^{※6})

	件 数	患 者 数
令和7年	134	1,308
令和6年	114	1,536
令和5年	137	878
令和4年	104	519
令和3年	83	610

^{※6}東京都の集計は1月から12月の期間となっています。

(5)保菌者検索事業^{※7}

	調査件数	被調査人数
令和7年度総数	16	16

^{※7}腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、食品取扱従事者の無症状病原体保有者の調査及び散発患者の発生動向の調査を実施し、食中毒の未然防止並びに早期発見及び発生原因の究明を目的として実施しています。

5 不利益処分

食中毒が発生した場合、原因施設に対して営業停止等の措置を行い、事故の拡大防止を図ります。また、食品衛生法に違反する食品を発見した場合、原因や流通経路等を調査し、当該食品の販売禁止等を措置し違反食品の排除を図ります。これらの不利益処分を行った場合、港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板でその事実を公表します。令和7年度に港区が行った不利益処分は以下のとおりでした。

(1) 港区が行った食品衛生不利益処分

No.	処分 月日	業種	処分内容	食品衛生法 違反条項	違反内容	違反食品
1	4月14日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	4月4日に調理 し、提供した寿 司コース
2	5月20日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	5月11日に調 理し、提供した イワシのマリネ
3	5月20日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	5月3日に調理 し、提供したイ ワシのマリネ
4	5月26日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (ノロウイルス)	5月9日に調理 し、提供した食 事
5	6月13日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	6月4日に調理 し、提供した食 事
6	7月11日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (腸管出血性大腸 菌)	6月20日及び 21日に調理し、 提供した食事
7	7月14日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (カンピロバクター)	6月26日に調 理し、提供した 食事(焼鳥を含 む)
8	7月29日	飲食店 営業 ^{※8}	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	7月8日に調理 し、提供した食 事
9	8月6日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	7月23日に調 理し、提供した 食事(海鮮丼を 含む)
10	8月15日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (サルモネラ)	7月24日に調 理し、提供した 食事
11	9月12日	魚介類 販売業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 (アニサキス)	9月1日に調理 し、販売したサ ンマの刺身

12	10月17日	輸入 販売業	販売禁止 命令	第13条第2 項	食品添加物の使用 基準違反（めん類 には使用できない 食用黄色4号が検 出された）	マカロニ
13	12月10日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 （アニサキス）	12月1日に調 理し、提供した 刺身盛り合わ せ
14	1月6日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 （ウエルシュ菌）	12月16日に調 理し、提供した ビュッフェ料理
15	3月25日	飲食店 営業	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 （ノロウイルス）	3月12日に調 理し、提供した 食事
16	3月31日	飲食店 営業 ^{※8}	営業停止 命令	第6条第3号	食中毒患者の発生 （ノロウイルス）	3月13日及び1 6日に調理し、 提供した食事

※8 令和元年政令第123号附則第2条の規定による、なお従前の例による営業の許可業種です。この許可業種は、平成30年法律第46号第2条の規定により改正前食品衛生法による違反条項を適用しています。

(2) 不利益処分は行わなかったものの違反食品等として調査した件数

区 分		件 数
国、自治体等からの調査依頼		38
区 内	収去・監視等により調査、指導	18
	苦情が発端で調査、指導	10
	食品等事業者からの報告に基づき調査、指導	25
計		91

6 食品等の自主回収

令和3年6月1日から食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2に基づく「食品等の自主回収(リコール)報告制度」が施行されました。この制度は、食品等事業者が食品衛生法又は食品表示法の違反又は違反のおそれがあり、健康被害に結び付く懸念がある食品等を回収する場合に管轄自治体へ報告し、その情報を国がシステムで一元的に管理して公表する制度です。

食品等の自主回収(リコール)に関する情報は、厚生労働省の食品衛生申請等システムで確認できます。

<https://i2fas.mhlw.go.jp/faspub/link.do>



本制度の施行に伴い、平成16年から施行されていた東京都食品安全条例に基づく「自主回収報告制度」は令和3年5月31日で廃止されました。

(1) 食品衛生法第58条に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	7月11日	乾燥果実	食品添加物の使用基準違反
2	7月11日	乾燥果実	食品添加物の使用基準違反
3	7月11日	乾燥果実	食品添加物の使用基準違反
4	7月11日	乾燥果実	食品添加物の使用基準違反
5	7月17日	焼き菓子	異物混入
6	9月10日	菓子	異物混入
7	9月12日	かまぼこ	容器の膨張及び腐敗臭の発生
8	9月17日	焼き菓子	カビの発生
9	10月17日	菓子	異物混入
10	10月21日	水産加工食品	容器の膨張
11	10月23日	焼き菓子	カビの発生
12	11月11日	焼き菓子	カビの発生
13	11月12日	清涼飲料水	容器の膨張及び香味変化
14	12月18日	清涼飲料水	清涼飲料水の規格基準違反のおそれ
15	12月24日	調理冷凍食品	異臭の発生
16	1月16日	米菓	異物混入

17	1月16日	米菓	異物混入
----	-------	----	------

(2) 食品表示法第10条の2に規定する自主回収(リコール)報告

No.	届出日	回収食品等	自主回収の理由
1	5月2日	魚の切り身	賞味期限表示の欠落及び保存方法の誤記載
2	5月26日	食用植物油	賞味期限の誤記載
3	6月3日	焼き菓子	消費期限の誤記載
4	6月9日	ビール	邦文表示の欠落
5	6月11日	レトルトパウチ食品	アレルギー表示の欠落
6	8月15日	和生菓子	賞味期限の誤記載
7	9月11日	菓子	賞味期限の欠落
8	9月24日	水産加工食品	賞味期限の欠落
9	10月2日	農産加工食品	誤った表示の包材使用
10	10月31日	乾燥スープ	賞味期限の誤記載
11	1月2日	調味料	誤った表示の包材使用
12	1月21日	弁当	消費期限の誤記載
13	1月28日	菓子	邦文表示の欠落

(3) 法令の対象とならない食品等の回収報告

年 度	件 数
令和7年度	6
令和6年度	5
令和5年度	11
令和4年度	8
令和3年度	5

7 食品等に関する苦情・相談

食品や食品取扱施設に関する申し出を受け、速やかに取扱い状況等の調査を行い適切な処置と解決に努めたほか、営業許可や食品の表示方法等に関する相談も受け付けました。

また、営業許可に関する公的機関等からの各種照会に対する回答や港区情報公開条例に基づく情報公開を行いました。

(1)食品等に関する苦情

	総数	食品に異物混入	食品の腐敗・変敗 異味・異臭 カビ・変質	食品の安全性・表示	食品の取扱不良	施設の衛生	有症苦情	路上営業者	その他
令和7年度	307	47	15	21	28	52	117	10	17
令和6年度	211	25	8	11	17	27	109	1	13
令和5年度	187	28	10	9	26	25	82	-	7
令和4年度	173	20	13	2	21	15	88	3	11
令和3年度	164	32	8	6	20	14	65	-	19

(2)食品事業者等からの受付・相談

総数	許認可等の受付・相談	表示の相談	その他の相談
27,093	23,790	499	2,804

(3)営業許可に関する照会

照会件数	対象施設数
541	1,171

(4)情報公開請求対応状況

請求件数	対象施設数
64	160,730

8 食品衛生普及啓発事業

食品等事業者や区民等を対象に講習会等を実施し食品衛生の普及啓発を図るとともに、質疑応答の場を設けて食品衛生に関する意見交換を行いました。

また、港区ホームページや動画配信、広報みなど、SNS、各種イベント等を通じて食品衛生情報を提供しました。

(1) 食品衛生講習会

開催数	参加人数	形式		対象			
		講習会	その他	一般住民	食品関係者	地域団体	その他
50	1,490	49	1	57	1,066	200	167

(2) 講習会以外の普及啓発・意見交換

時期	事業名	主な内容
6月	令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導の実施結果の公表	令和6年度（2024年度）港区食品衛生監視指導の実施結果を公表しました。
6月	夏場の食中毒予防	夏場の食中毒とその対策について、広報みなどに記事を掲載しました。
7-8月	港区食品衛生月間	みなど保健所で食品衛生パネル展示、区設掲示板でポスター掲示、作成した動画のX（旧Twitter）投稿及び電光掲示板での放映等による食中毒予防の普及啓発を行いました。
10月	食品衛生フェスティバル	みなど区民まつり会場において、アニサキスの展示、食品衛生街頭相談及びアンケートの実施、手洗い体験コーナーを設置しました。
11月	冬場の食中毒予防	ノロウイルスの食中毒予防法について、広報みなどに記事を掲載しました。
11月	令和8年（2026年）港区食中毒予防カレンダー	令和8年（2026年）港区食中毒予防カレンダーを発行し、食品等事業者や区民に配布しました。
12-1月	第27回港区食品衛生消費者懇談会（集合形式、オンライン形式）	集合形式では食品ロス削減と食品安全について消費者庁及び食品等事業者にご講演いただきました。オンライン形式では、当日録画した「食品ロス削減と食品安全について」、「食品ロス削減の取組事例」に加えて、保健所、みなど食品衛生協会、食品衛生推進員が協働で作成した「食品への異物混入事例集6」及び「家庭における食中毒予防のポイント」の動画を公開し、区民等に食品衛生の普及啓発を行いました。

12 - 1 月	冬場の食中毒予防	みなと保健所でノロウイルス食中毒及びアニサキスによる食中毒予防を中心とする食品衛生パネル展示を行いました。
1-2月	令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画（素案）の公表と意見募集	令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画（素案）を公表し、意見を募集しました。
3月	令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画の公表	令和8年度（2026年度）港区食品衛生監視指導計画を公表しました。
通年	食品衛生推進員活動	みなと保健所が主催する各種食品衛生事業を食品衛生推進員と協力して行いました。また、6月、1月には食品衛生推進員会議で行政との意見交換を実施しました。
随時	食品衛生法違反者等の公表	不利益処分を実施した場合、その内容について港区ホームページ及びみなと保健所生活衛生課掲示板で公表しました。

9 調理師・製菓衛生師免許

年1回実施される、東京都の調理師免許試験及び製菓衛生師試験の願書をみなと保健所、各地区総合支所の窓口で配布しました。また、調理師、製菓衛生師免許証の新規申請、再交付申請及び名簿訂正・書換え交付申請等の経由事務を東京都との間で行いました。

調理師・製菓衛生師免許経由事務数

区 分	総 数
調理師	60
製菓衛生師	6

別表1 改正後食品衛生法第55条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和7年度総数	13,339	3,016	3	667	8,548
飲食店営業	11,631	2,755	3	619	7,878
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	39	11	-	2	23
食肉販売業	212	28	-	3	82
魚介類販売業	93	15	-	1	36
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	13	3	-	1	7
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	665	113	-	19	272
アイスクリーム類製造業	20	12	-	-	24
乳製品製造業	4	1	-	-	7
清涼飲料水製造業	3	2	-	-	4
食肉製品製造業	4	1	-	-	4
水産製品製造業	13	1	-	-	2
冰雪製造業	1	-	-	-	1
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	4	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	2	-	-	-	-
酒類製造業	14	4	-	1	7
豆腐製造業	6	-	-	-	9
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	11	1	-	1	1
そうざい製造業	551	64	-	16	176
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	2	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	19	-	-	3	2
密封包装食品製造業	12	2	-	1	4
食品の小分け業	18	2	-	-	7
添加物製造業	2	1	-	-	2

別表2 改正前食品衛生法第52条に規定する営業(詳細)

	施設数	許可件数		廃業数	監視指導 件数
		新規	更新		
令和7年度総数	5,703	-	-	2,455	1,144
飲食店営業	4,442	-	-	2,002	1,028
喫茶店営業	78	-	-	170	13
菓子製造業	446	-	-	156	59
あん類製造業	1	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	41	-	-	24	6
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	-	-	1	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳類販売業	-	-	-	-	-
食肉処理業	7	-	-	3	2
食肉販売業	218	-	-	25	12
食肉製品製造業	1	-	-	2	-
魚介類販売業	81	-	-	17	6
魚介類せり売営業	-	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	6	-	-	2	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	2	-	-	1	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
冰雪製造業	-	-	-	-	-
冰雪販売業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	1	-	-	-	-
醤油製造業	1	-	-	-	-
ソース類製造業	4	-	-	1	-
酒類製造業	2	-	-	-	1
豆腐製造業	-	-	-	1	1
納豆製造業	-	-	-	-	-
めん類製造業	15	-	-	3	1
そうざい製造業	352	-	-	45	15
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	-	-	1	-
添加物製造業	2	-	-	1	-

別表3 改正食品衛生法第57条の規定による届出営業(詳細)

	施設数	届出件数	廃業数	監視指導 件数
令和7年度総数	8,047	1,303	741	357
魚介類販売業(包装)	55	19	11	5
食肉販売業(包装)	64	6	2	-
乳類販売業	415	29	115	8
氷雪販売業	5	2	-	-
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	1,897	127	82	-
弁当販売業	399	102	31	4
野菜果物販売業	150	89	66	10
米穀類販売業	21	8	3	-
通信販売・訪問販売による販売業	40	5	1	-
コンビニエンスストア	507	56	21	33
百貨店、総合スーパー	94	7	1	5
自動販売機による営業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内 設置)及び営業許可の対象となる自動 販売機を除く。)	450	47	29	-
その他の食料・飲料販売業	3,373	711	361	231
添加物製造・加工業 (法第13条1項の規定により規格が定め られた添加物の製造を除く。)	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	4	2	1	-
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	72	15	1	4
農産保存食料品製造・加工業	-	-	-	-
調味料製造・加工業	60	14	2	3
糖類製造・加工業	-	-	-	-
精穀・製粉業	4	-	-	-
製茶業	23	-	1	-
海藻製造・加工業	-	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	54	14	5	2
行商	178	33	3	-
集団給食施設	163	13	5	52
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器 包装の製造、加工に限る。)	-	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供 のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-
その他	19	4	-	-

発行番号 2026063-4211

**令和7年度(2025年度)港区食品衛生監視指導
の実施結果**

令和8年(2026年)6月発行

【編集・発行】港区みなと保健所生活衛生課

〒108-8315 港区三田1-4-10

電話 03-6400-0047